

厚岸町規則第52号

厚岸町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「イ」及び「あって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日が」を削り、「者」を「もの」に改める。

第12条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求、同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしようとする職員は、第2項申出をする場合にあっては当該第2号申出に係る部分休業の承認の請求以前に、部分休業の承認の請求をする場合にあっては部分休業を始めようとする日の1月前までに、第3項変更をする場合にあっては当該第3項申出による変更後の部分休業の承認の請求以前に、部分休業第2項申出・第3項変更・承認請求書（別記様式第5号）を任命権者に提出しなければならない。

第12条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第18条の5に規定する子の養育に著しい支

障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第12条関係)

部分休業第2項申出・第3項変更・承認請求書

(任命権者) 様

年 月 日

次のとおり部分休業の

☐第2項申出
☐第3項変更
☐承認の請求

をします。

※「第2項申出」と「承認の請求」は、又は「第3項変更」と「承認の請求」は、それぞれ同日にすることができ、
※「第2項申出」とは、部分休業の請求の前に部分休業を「①1日につき2時間を超えない範囲内」で請求するか、「②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内」で請求するかを申し出ること
※「第3項変更」とは、条例第18条の5で定める特別の事情がある場合に第2項申出の内容を変更することをいう
※「承認の請求」は、第2項申出(第3項変更をした場合はその変更後のもの)の範囲内で部分休業を請求できる

申出対象期間	年度
--------	----

※申出対象期間は半年度のみである

所属	職名	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※小学校就学前の子がいない場合はその旨を記載すること(行が足りない場合は欄を追加すること)

2 第2項申出	申出年月日	申出の内容 (又は子を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	年 月 日		

3 第3項変更(第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (又は子を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無(有又は無を記入)
	年 月 日			

4 第3項変更(第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (又は子を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無(有又は無を記入)
	年 月 日			

5 承認の請求	請求年月日	期間	時間
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
		年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分

6 備考	
------	--

(注)

- 1 該当する口にはレ印を記入すること。
- 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(区部又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可。)
- 3 「1 請求に係る子」の欄から「5 承認の請求」の欄の記入の要否は次のとおりであること：

	「1 請求に係る子」の欄	「2 第2項申出」の欄	「3 第3項変更(第1回目)」の欄	「4 第3項変更(第2回目)」の欄	「5 承認の請求」の欄
第2項申出をする場合	記入すること	記入すること	記入すること(既に申し出た第2項申出の内容を記入すること)	記入すること(既に申し出た第2項申出の内容を記入すること)	
第3項変更(第1回目)をする場合	記入すること	記入は不要	記入すること	記入すること(①②目の第3項変更の変更後の内容を記入すること)	同日付で承認の請求をしない場合は、記入は不要(同日付で承認の請求をする場合は本表の「承認の請求」の項による)
第3項変更(第2回目)をする場合	記入すること	記入は不要	記入は不要	記入すること	
承認の請求をする場合	記入すること	記入すること	記入すること(第3項変更(第1回目)をしていない場合は記入不要)	記入すること(第3項変更(第2回目)をしていない場合は記入不要)	記入すること

別記様式第6号中

「

所 属		職 名	
職員番号		氏 名	
部分休業が承認された期間	年 月 日から 年 月 日まで		

」

を「

所 属		職 名	
職員番号		氏 名	
部分休業 の範囲	☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 ☐ 1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内		
部分休業が承認された期間	年 月 日から 年 月 日まで		

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。